

2007年2月28日

中央教育審議会教育制度分科会・初等中等教育分科会

「教育職員免許法等・学校教育法・地方教育行政法改正」 に関する意見

日本労働組合総連合会
総合政策局長 木村裕士

・教育改革に関する連合の基本的な考え

教育に関する制度改革は、現場の教員が元気になり、学校が一致協力して、あるべき教育を実践していく体制づくりにつながるものでなければならない。それをマネジメントする校長、学校と教育委員会の対話と相互理解を通じて活力ある現場にしていくことが極めて重要である。

・各改正法案に関する意見

1. 教育職員免許法等の改正の方向性について

(1) 教員の免許更新制の導入について

教員の免許更新制の導入については、他の免許や資格との整合性、教員の負担、実施に関わる費用などの観点から慎重に検討するべきである。

しかし、すでに導入の方向性が確認されているとすれば、「教員が時代の変化や要請に合わせた教育を行える能力や資質を確保する」という目的・主旨を達成できる制度設計とし、有効に運用することが重要である。免許更新制の導入が、教師の意欲・能力・資質を担保するものでなければならない。

(2) 教員免許更新の講習免除要件、及び免許状失効について

免許状更新講習の免除要件については、方向性として賛成である。学校現場にはさまざまな技能・能力をもった人材が共同で教育にあたることが必要であり、すでに教員免許を持たない民間人が、校長、教頭といった管理職に就任している。この流れを止めるべきではな

い。

現職の教員については、“やる気”を引き出すため、自主的な研修を講習時間と認め、30時間を短縮する、あるいは管理職については管理職研修の受講義務化により免除するといった明確な条件設定が必要である。

現職の教員が指導力不足と認定された結果、免許状を失効した場合、再挑戦できる仕組みが重要である。また、私立学校の教員については、失効によってただちに解雇されることがないように、失効期間中の処遇への配慮措置を検討しておくことが必要である。

(3) 指導力不足教員の人事管理の厳格化について

指導力不足教員の人事管理については、すでに現行制度でも行われており、改めて策定する必要性はないと考える。現行制度において、指導力不足教員に関する客観的な認定基準を策定し公表することが優先課題である

とくに、指導力不足教員について、「日頃の勤務状況等の評価を行う」こと、教育委員会が認定を行う際に「保護者等からの意見も反映させる」こと等が、教員の指導力を高め、資質向上という主旨につながるのか疑問である。教員に自信を付けさせる制度でなければならない。

さらに、指導力不足教員の認定に関する懸念について指摘したい。近年、メンタルヘルスが増加している。労働組合は、職場の安全衛生確保の観点から取り組んでいるが、教育現場においても躁うつ病などの精神疾患で休職する教職員が増加している。対応を間違うと、病状が悪化することにつながる。メンタルヘルスについては、この制度とは別の枠組みで対応すべきである。

今回提案の「人事管理の厳格化」は問題点が多く、さらに検討が必要である。

2. 学校教育法の改正の方向について

(1) 学校種の目的及び目標の見直しについて

学校教育法は、教育基本法と指導要領をつなぐ重要な役割を持つ法律である。しかし、今回示されている内容は、改正教育基本法の

目的・目標がすべて学校教育法に盛り込まれていない。何が学校教育全体を通じたものか、何が学校種ごとの目的・目標となるのか、何が指導要領レベルなのかを明確に説明できるものとするべきである。

高等学校の位置づけに関する議論は、全く不十分である。高校は義務教育と異なり、多様な教育を提供すべきであるにも関わらず、専門高校は減少し、普通高校は大学の予備校となっている。昨年明らかになった未履修問題などは、その象徴である。高校の予備校化はニート、フリーターを増加させている一因でもある。高校教育は、大学に行かなくとも、「18歳大人」として社会で生きていくことのできる技能・能力をつけるべきである。

(2) 学校評価について

学校評価については、義務教育と高校を分けて考えるべきである。義務教育における学校評価は、その評価基準を明確にするとともに、評価結果について、保護者・地域住民等に対して公開することが必要である。

学校評価基準は、児童・生徒の学力調査結果等を使うといった無用な競争が促進されるようなものであってはならない。それぞれの学校において、教科以外の活動や、学校行事に保護者・地域住民が参加する例等、教員や生徒が積極的に取り組んだ事例など、自己評価を含めたものとするべきである。

3. 地方教育行政法の改正の方向性について

- (1) 教育委員会制度における中立性、安定性、継続性確保のための仕組みである、首長からの独立性、合議制、委員の交代の時期は重ならない、委員の身分保障、同一政党に所属する委員の制限、委員の政治活動の制限、については堅持すべきである。
- (2) 教育委員会委員の任命に当たっては、保護者や地域住民の意向を反映するため、各団体の推薦制、公募制や地域住民による公選制など、それぞれの教育委員会が選択できるようにすべきである。また、教育委員の職種は偏らず、多様な職種で構成することが重要である。
- (3) 教育委員の数は5(6)人に固定せず、各教育委員会が学校、保護者、地域住民の意向によって弾力的に決定できるようにすべきである。

- (4) 教育委員会の会議及び議事録は公開すべきである。
- (5) 教育長は常勤で、教育委員のうちから教育委員会が任命することになっているが、教育長は教育行政の執行機関である。事務局主導の運営を避け、教育委員会の独立性の確保という観点から、教育長は教育委員とすべきではない。
- (6) 教育、文化、スポーツ等の幅広い分野で地域に根ざした教育行政を積極的に実践するため、教育委員会は、地域のNPO・NGO、市民団体等と連携しながら、生涯学習時代にふさわしい企画力・情報力を高める必要がある。
- (7) 学校現場がいきいきとするため、都道府県教育委員会、市町村教育委員会が持つ権限を、当該地域の学校との協議により、学校に付与できるようにするべきである。
- (8) 「教育における国の責任の果たし方」として提案されている内容については、地方分権の流れに逆行するものであり、反対である。

以 上